

利用料金の詳細について（特別養護老人ホーム）

No.2

・介護福祉施設サービス費と加算項目を足した金額が利用料金となります。

《介護福祉施設サービス費》

《高額介護サービス費》

介護度	1日あたりの料金
要介護度 1	688 円 (670 単位)
要介護度 2	760 円 (740 単位)
要介護度 3	837 円 (815 単位)
要介護度 4	910 円 (886 単位)
要介護度 5	981 円 (955 単位)

負担段階	1ヶ月の上限額	
生活保護を受給している方等	15,000円	
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	15,000円	
上記以外の世帯の全員が市町村民税非課税世帯	24,600円	
市町村民税課税	課税所得380万円(年収770万円)未満	44,400円
	課税所得380万円(年収770万円)未満～課税所得690万円(年収1,160万円)未満	93,000円
	課税所得690万円(年収1,160万円)以上	140,100円

1ヶ月に支払った利用者負担の合計額が上限額を超えた時、その超えた額を高額介護サービス費として払い戻します。

《加算項目》

加算名	料金	内容
看護体制加算Ⅰ2	5 円/日 (4 単位)	常勤の正看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ2	9 円/日 (8 単位)	特別養護老人ホームの看護職員の数が基準より上回っている場合
個別機能訓練加算Ⅰ	13 円/日 (12 単位)	常勤の機能訓練指導員を配置して、計画的に機能訓練を行っている場合
夜勤職員配置加算Ⅱ2	19 円/日 (18 単位)	夜勤を行う職員が、最低基準よりも上回っている場合
日常生活継続支援加算2	48 円/日 (46 単位)	新規入所者の内、要介護4～5の占める割合が70%以上の場合かつ介護福祉士の資格を持つ職員が14名以上の場合
栄養マネジメント強化加算	12 円/日 (11 単位)	入所者ごとに継続的に栄養管理を実施している、情報を厚労省に提出している場合
科学的介護推進体制加算Ⅰ	41 円/月 (40 単位)	計画、実行、評価、改善のサイクルを実施し、質の高いサービスを提供するよう努め、情報を厚労省に提出している場合
生産性向上推進体制加算Ⅱ	11 円/月 (10 単位)	利用者の安全、介護の質の確保、職員の負担軽減を検討する委員会や安全対策を実施しガイドラインに基づいた改善活動を行っている場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の総単位数に14%をかけた単位数	介護職員の人材確保、賃金の改善等を実施している場合

※下記以降は該当者のみ

加算名	料金	内容	
初期加算	31 円/日 (30 単位)	施設での生活に慣れるために様々な支援が必要なことから、入所日から30日間を算定30日を超える入院後もしくは外泊後に再入所した場合	
療養食加算	7 円/食 (6 単位)	病状に応じた療養食を提供した場合	
外泊時費用加算	253 円/日 (246 単位)	入院及び外泊日の翌日から6日間	
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 円/日 (3 単位)	褥瘡ケア計画に基づいた褥瘡管理を提供した場合	
看取り加算	1315 円/日 (1280 単位)	回復の見込みがないと診断した入所者について、看取り介護を行った場合	亡くなられた日の当日
	699 円/日 (680 単位)		亡くなられた日の前日・前々日
	148 円/日 (144 単位)		亡くなられた日以前4日～30日
	74 円/日 (72 単位)		亡くなられた日以前31日～45日
安全対策体制加算	21 円/日 (20 単位)	安全対策を実施する体制が整備されている ※入所日のみ算定	